

医療情報取得加算について

当院ではオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用できる診療体制を整えております。

マイナ保険証利用を通じて、診療情報を取得し、質の高い医療の提供に努めます。

患者様によりお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に管理し、活用、診察を行います。

診療報酬改定に伴い令和6年6月1日より医療情報取得加算を下記の通り算定いたします。

受診の際マイナ保険証を利用する場合

初診時（月に1回） 医療情報取得加算 2（1点）

再診時（3ヶ月に1回） 医療情報取得加算 4（1点）

受診の際にマイナ保険証を利用されない場合

初診時（月に1回） 医療情報取得加算 1（3点）

再診時（3ヶ月に1回） 医療情報取得加算 3（2点）

マイナ保険証によるオンライン資格確認に確認ご理解ご協力をお願い致します。